北海道渡島総合振興局告示第５４号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により、函館市、北斗市及び七飯町に所在する道営住宅の令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間における家賃、駐車場使用料及び敷金の徴収の事務を次の者に委託した。

令和６年３月２９日

北海道渡島総合振興局長　田中　仁

１　受託者の名称　　一般財団法人函館市住宅都市施設公社

２　受託者の所在地　　函館市花園町２４番２号